

駐車場法の改正について

平成18年11月30日に改正駐車場法が施行されました。主な改正内容及び注意点は以下のとおりです。

1 駐車場法の対象に自動二輪車(排気量 50cc 超)が追加されました。

※ 改正前までは自動車(四輪車)のみが対象でした。

改正後	改正前
(用語の定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる 一～三 略 四 自動車 <u>道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車</u> をいう。 五 略	(用語の定義) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる 一～三 略 四 自動車 <u>道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号の自動車のうち大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)</u> 及び <u>普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)</u> 以外のものをいう。 五 略

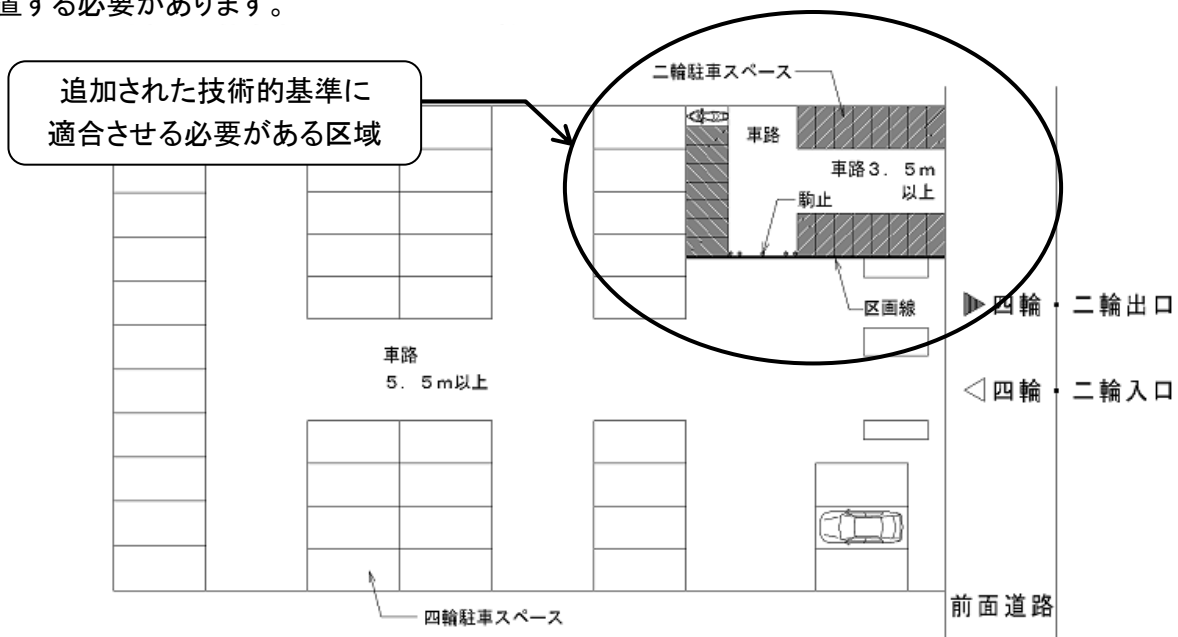
2 駐車場法施行令に自動二輪車に関する技術的基準が追加されました。

駐車場法 11 条において、駐車マスの合計面積が 500 m²以上の路外駐車場は、施行令で定める技術的基準に適合しなければならない旨が定められています。

※ 追加された技術的基準は、自動二輪車専用の駐車場又は駐車場の一部に自動二輪車専用スペースを設ける場合に適用されます。

※ 追加された自動二輪車に関する技術的基準は、従前の自動車の技術的基準に比べ緩いため、従前の技術的基準に適合している駐車場に自動車と自動二輪車の駐車スペースを分けることなく共用する場合は、構造上の改変を行う必要はありません。

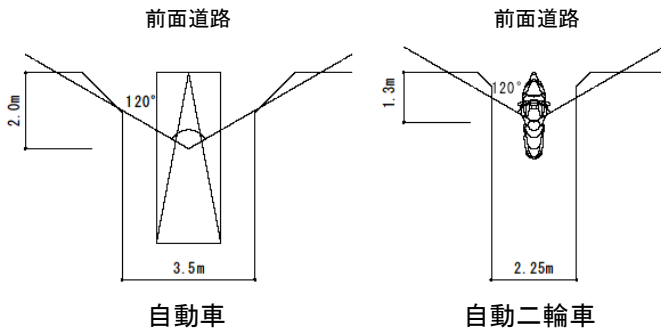
ただし、新たに自動二輪車専用の駐車スペースを設ける場合は、追加された技術的基準に適合させる必要があり、また、自動二輪車専用の駐車スペースに自動車が誤侵入しないように駒止等を設置する必要があります。



参考：自動二輪車専用駐車スペースのイメージ

【追加基準 1】出口付近の構造について

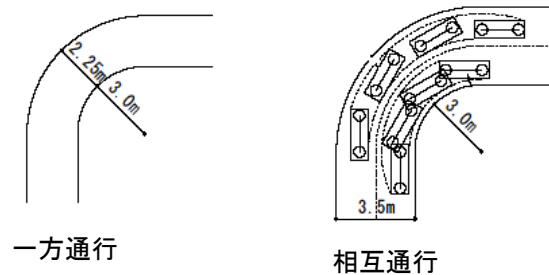
出口付近の構造は、当該出口から 1.3m後退した車路の中心線上 1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、歩行者の存在を確認できるようにすること。



参考：自動車と自動二輪車の比較

【追加基準 2】車路の構造について

- ・車路の幅員は 3.5m以上とすること。
- ・一方通行の車路の幅員は 2.25m以上(ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあつては、1.75m以上)とすること。
- ・屈曲部では、自動二輪車を 3m以上の内のり半径で回転させることができる構造であること。



参考：自動二輪車の一方通行と相互通行の車路幅及び回転半径の考え方

3 既存駐車場の法改正後の取扱い

・既存不適格に関する経過措置

※ 改正法施行時点(H18.11.30)で自動二輪車を受入れている既存の駐車場については、構造的な変更を行わない限り、改正された自動二輪車の技術的基準への適合は求められません。

※ 駐車場法 11 条:路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

